

## 文教大学大学院学生海外派遣留学規程

(目的)

**第1条** この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第28条に基づき、大学院学生を海外の大学協定校へ派遣留学させる際の手続き及び学費の取扱い等について定めることを目的とする。

(派遣留学の定義)

**第2条** この規程における派遣留学（以下「留学」という。）とは、海外の大学又はこれに相当する教育機関（以下「海外大学等」という。）との間で締結した大学間一般協定及びそれに基づき学生交換又は派遣を実施する研究科と海外大学等の大学院研究科（それに相当する教育研究組織を含む。）間で締結された学生交換又は学生派遣協定（覚書を含む。）に基づき実施される大学院学生の留学で、文教大学大学院（以下「本大学院」という。）の教育課程を1セメスター以上離れ、その期間、海外大学等の研究科において学修するものをいう。

(協定の締結)

**第3条** 前条の学生交換又は学生派遣協定の締結は、当該研究科が発議し、国際交流センターを経て大学院委員会が決定するものとする。

(留学の期間)

**第4条** 留学の期間は、原則として出国の日から修学終了後帰国した日までとし、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、願い出て更に1年を延長できることとする。

2 留学期間は、学則43条にかかわらず、留学先の学事日程に基づくものとする。

3 留学の期間は、在学年数に算入される。そのうち1年までは、修業年限に算入することができる。

(留学の手続)

**第5条** 留学に出願する学生は、所定の期限までに指定された出願書類を学長あてに提出しなければならない。

2 留学予定者の選考は、出願者が所属する研究科教授会が行う。

3 留学予定者が所属する研究科教授会は、選考結果を国際交流センターに報告する。

4 留学予定者は、出国予定の3か月前までに学長に留学許可願を提出する。

5 留学予定者は、学長の許可を得た後、留学することができる。

(事務の取り扱い)

**第6条** 留学に関わる事務取り扱いは、大学事務局国際交流部とする。

(留学中の学納金)

**第7条** 留学期間中の学納金は、本学の授業料及び教育充実費を納入し、留学先の授業料を免除する。ただし、留学先の授業料が本学に納入すべき学納金を超えることが留学前に分かっている場合は、留学期間中の本学の授業料を免除し、留学先の授業料を納入するものとする。

- 2 前項の授業料以外に留学先に支払う費用は、留学者の自己負担とする。
- 3 第1項の学納金のうち本学の教育充実費については、留学期間にかかわらず、全額納入する。

(留学届)

**第8条** 留学者は、留学先に到着後速やかに、居所、電話番号の連絡先を大学に届け出なければならない。この場合において、届け出事項に変更があった場合にも同様とする。

(留学の取消し)

**第9条** 学長は、留学者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、帰国を命ずることができる。

- (1) 留学先での修学状況が著しく悪いと認められるとき。
- (2) 学長に提出した留学許可願と留学の実態が異なっているとき。
- (3) 留学募集要項に規定された義務等を怠ったとき。
- (4) その他留学先において本学学生としての本分に反する行為があったとき。

(帰国命令)

**第10条** 学長は、前条に定めるほか、派遣先の環境等が悪化し、留学継続が困難と認められる場合、帰国を命ずることができる。

- 2 帰国を命ぜられた留学者は、速やかに帰国しなければならない。

(単位の認定)

**第11条** 留学先で修得した授業科目の単位は、学則第14条第2項に定める単位を限度として、本学で修得した単位として認定することができる。その取扱いは研究科ごとに別に定める。

(帰国届)

**第12条** 留学を終了した学生は、次に掲げる書類を速やかに提出して、帰国の届けをしなければならない。

- (1) 留学終了届
- (2) 留学先の発行した成績証明書
- (3) 留学先で修得した単位の認定願
- (4) その他留学募集要項に定める提出書類

(その他)

**第13条** 各研究科教授会は、この規程の各研究科における施行に関する細則を定めることができる。

(改廃)

**第14条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する